

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊行では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、2019年10月に普通預金規定の改定を実施いたしました

このたび、普通預金以外のお取引についても、本ガイドラインの趣旨を踏まえ各種取引規定等を改定し、2020年9月1日より適用させていただきます。

1. 改定内容

(1) 取引の制限

不正な取引を防止すべく取引の制限に関して以下の項目を追加しました

- ①お客さまに対し、取引内容の確認等のため資料の提出等を求める場合があること
- ②お客様から提出された資料等から、当該口座がマネー・ローンダリング等に利用されている疑いがあると弊行が判断した場合は、口座について取引を制限する場合があること。

(2) 預金口座の解約

預金口座がマネー・ローンダリング等に利用されている等の場合、当該預金口座を解約する場合があること

2. 今回改定する取引規定

貯蓄預金、当座預金、各種定期預金、通知預金、財産形成預金、納税準備預金、外貨当座預金、外貨定期預金

別紙1：改定する規定の一覧表

別紙2：貯蓄預金規定の新旧対照表（他の規定においても同様に改定）

別紙1：改定する規定の一覧表

規定集名	規定名
①預金規定集（預金共通）	貯蓄預金規定
	期日指定定期預金規定 自動継続期日指定定期預金規定
	スーパー定期預金規定 自動継続スーパー定期預金規定
	大口定期預金規定 自動継続大口定期預金規定
	変動金利定期預金規定 自動継続変動金利定期預金規定
	定期預金「スーパーV」規定 定期預金「スーパーV」自動継続型規定
	積立式定期預金規定
	積立定期預金規定
②通知預金規定	通知預金規定（通帳式） 通知預金規定（証書式）
③財産形成預金 財形年金預金 財形住宅預金	財産形成預金規定
	財形年金預金規定
	財形住宅預金規定
④納税準備預金規定	納税準備預金規定
⑤当座勘定規定（一般当貸用）	当座勘定規定（一般当貸用）
⑥当座勘定規定（パーソナルチェック用）	当座勘定規定（パーソナルチェック用）
⑦当座勘定規定（専用約束手形口用）	当座勘定規定（専用約束手形口用）
⑧外貨預金規定	外貨当座預金規定（非居住者円当座預金を含む）
	外貨定期預金規定（非居住者円定期預金を含む）

別紙 2 : 貯蓄預金規定新旧対照表 (他の規定においても同様に改定)

現状	変更後
<p>1. (反社会的勢力との取引排除) この預金口座は、第 13 条第 3 項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 2～1 2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>1 3. (解約等) (1)この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、取引店に申出てください。 (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>1. (反社会的勢力との取引排除) この預金口座は、第 14 条第 3 項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第 14 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 2～1 2 (省略)</p> <p>1 3. (取引の制限等) <u>(1)当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3)前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>1 4. (解約等) (1) 同左 (2) 同左</p> <p>①同左 ② この預金の預金者が第 1 2 条第 1 項に違反した場合 ③同左</p> <p>④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 1 3 条第 1 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ⑥第 1 3 条に定める取引等の制限が、1 年以上に渡って解消されない場合 ⑦第 1 号から第 6 号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</p>